

第 10 章 開発行為の廃止（法第 38 条）

開発行為の廃止（法第 38 条）

【法】

（開発行為の廃止）

第三十八条 開発許可を受けた者は、開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

（開発行為に関する工事の廃止の届出）

第三十二条 法第三十八条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第八による開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行なうものとする。

〔取扱規則〕

（開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第12条 省令第32条に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

- （1）開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置
- （2）廃止時における当該土地の状況

【開発許可条例】

（取止届又は取下届）

第17条 許可を受けた者で当該計画を取り止めようとするものは、取止届を、許可を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は取下届を市長に提出しなければならない。

〔取扱規則〕

（取止（取下）届）

第27条 開発許可条例第17条に規定する取止届及び取下届は、第27号様式による。

・ 申請様式一覧

開発行為に関する工事の廃止の届出書：別記様式第八（省令第 32 条関係）

取止（取下）届：第 27 号様式（取扱規則第 27 条関係）